

36 婦人子供服製造職種(婦人子供既製服縫製作業)

2016.4.1

<p>作業の定義</p>	<p>型紙にしたがって布地を裁断し、裁断された洋服の部品となる生地をミシン等で縫製を行い、アイロン、プレス操作を行いながら仕上げ、製品検査を行い、婦人・子供既製服を仕立てる作業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)縫製及び仕上げ作業 ①縫製作業 ②仕上げ作業 ③縫製機械(ミシン)の点検作業 ④縫製機械(ミシン)の調整作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③婦人子供服製造職種に必要な整理整頓作業 ④婦人子供服製造職種で使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①パターン製作作業 ②裁断作業 ③サンプル製作作業 ④工業用パターン製作作業 ⑤製品検品作業 ⑥リフォーム作業 ⑦羽毛・綿入れ作業 (2)周辺作業 ①工場内清掃作業 ②工場内運搬作業 ③梱包作業 ④出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①主材料 1)から3)のうち二つ以上必ず使用すること。 1)婦人子供服用布地 1.天然繊維〔植物繊維、動物繊維(皮革及び毛皮を含む。)、鉱物繊維〕 2.化学繊維〔再生繊維、半合成繊維、合成繊維(皮革及び毛皮を含む。)、無機繊維〕 2)婦人子供服用編地及び不織布 3)縫糸(天然繊維、化学繊維) ②付属素材 必要に応じて使用すること。 1.芯地(毛芯、麻芯、不織布芯地等) 2.スレーキ 3.ボタン 4.ファスナ 5.カラークロス 6.パット 7.テープ</p>	
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下の①、②いずれも必要に応じて使用すること。 ①器具等 1.定規、カーブ尺、自在曲線定規 2.目打ち、ルーレット、へら、プッシュピン 3.はさみ、ポンチ、のみ ②機械、設備(付属品を含む。)等 1.バンドナイフ切断機 2.万能タイプ切断機 3.本縫ミシン 4.ロックミシン(オーバ、インタ) 5.すくい縫いミシン 6.特殊ミシン(かん止め、穴かがり、ボタン付け) 7.アイロン(電気、蒸気、電蒸) 8.バキュームプレス(吸引、吹上げ)</p>	
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.ブラウス 2.スカート 3.ジャケット 4.ワンピース 5.パンツ 6.フォーマルウェア 7.タウンウェア 8.カジュアルウェア 9.ユニフォーム</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.紳士服製造作業のみの場合 2.布はく縫製作業のみの場合 3.和装製品製造作業(足袋製造作業を含む。)のみの場合 4.下着類製造作業のみの場合 5.ネクタイ製造作業 6.スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造作業 7.靴下製造作業 8.手袋製造作業 9.帽子製造作業 10.寝具製造作業 11.帆布製品製造作業 12.かばん・袋物製造作業 13.刺しゅう作業 14.タオル製造作業 15.アイロンプレス作業のみの場合 16.洋服直し作業(かけはぎ、すそ上げ作業等) 17.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>	